

尊厳のある生き方をめざして 住宅確保困難者に必要な「住まい」と「生活支援」

実効性のある居住支援となるか！
大田区居住支援協議会設置に向けて

住宅は生活を支え、安全と健康を守り、家庭生活の営みを守る大切な場です。

改正住宅セーフティネット法（2017年10月25日施行）では自治体に居住支援協議会の設置を勧めると共に、家賃補助などさまざまな補助制度のメニューを作り、**住宅確保要配慮者（※）**への住宅供給をめざしていますが、まだ制度の周知も十分進んでおらず、機能しているとはいえません。

来年度中に設置予定の大田区居住支援協議会ですが、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るために、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して、住宅確保要配慮者・民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供・相談等の支援を実施する仕組みです。実態把握や目標をどう掲げるかなど、居住支援協議会が具体的な相互理解の場となる必要があります。

2018年7月から区議会超党派議員の主催で、行政、民間が共に集い、「居住支援」の学習会を行ってきましたが、この居住支援事業を推進するためには官民連携でアイデアを出し合う協力関係は必須です。

**住居は大事、
でも住居だけでは人は生きられない。
伴走型居住支援とは！**

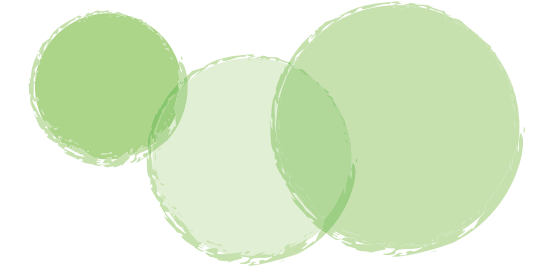
居住支援を必要とする人はホームレスやネットカフェ難民、DV被害者、虐待を受けてきた人など、複雑な事情を抱えて社会的孤立の中にいる人も多く、問題を解決するための支援も必要としています。

千葉県市川市「認定 NPO 法人生活困窮・ホームレス自立支援ガンバの会」では見守り・就労支援を含め一人ひとりに応じた支援から葬儀、墓まで一生を通じたプログラムが実践されていました。

**居住支援の決め手は？
物件を持っている不動産業者が
動き出せる状況をどう作るかが鍵！**

居住支援協議会のある船橋市の「不動産事業者・京葉エステート」では事業者として大家と入居希望者との橋渡しだけでなく、居住支援協議会との連携で「入居を断らない住宅」建築・改築や空き家活用の提案などに取り組んでいる例を学びました。

働き手のリストラ、病気や突然の死、災害による自宅喪失など、様々な要因で日常を突



然失うことは他人ごとではありません。こうした不慮の出来事が子どもの貧困を広げていることも深刻な社会問題です。生活支援を含む居住支援の在り方をどのように構築していくか、自治体と住民の地域力が試されます。

大田・生活者ネットワークは、子どもの健やかな成長と誰もが安心して暮らせる住まいの確保をめざす「居住支援」を推進していきます。

※住宅確保要配慮者とは

- ① 低額所得者
（月収15.8万円〔収入分位25%〕以下）
- ② 被災者（発災後3年以内）
- ③ 高齢者
- ④ 障害者
- ⑤ 子ども（高校生相当まで）を養育している者
- ⑥ 住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者

国土交通省HPより



たねや食の問題点を考えよう

OTA未来カフェ
2019年1月19日(土)



当日は、たねといのちの多様性と持続性のために活動されている「たねと食とひと@フォーラム」事務局長 西分千秋さんをお迎えし2018年4月1日主要農産物種子法（種子法）廃止について学びました。

この法律は1952年、戦中から戦後、食糧難の時代を経験した日本が、食料確保のためには種子が大事ということで制定されました。

日本の農業にとってあまりにも基本的（あたりまえ）なことであったこの法律が廃止されたことで、今後どのようなことがおこるのか予見するのは難しいと感じました。

大型化や規模拡大へと規制改革が進む中で、私たちは立ち止まって「種」を保持していかなければ生きていくことはできないことを考える必要があります。日本の農業の果たしてきた役割に思いを馳せ、消費者である私たちは農家とともに何をどのように作り、食べるのかを主体的に考えることが重要といえます。

法律の廃止にあたり8県道が独自の条例をつくり、地方自治体、市町村議会から主要農産物の種子の安定供給・品質確保についての国への意見書が出されています。

未来に向けて私たち一人ひとりができる事を考え、注視していくことの重要性についても心にきざみしました。

「たねと食とひと@フォーラム」では、法律廃止後の措置に対するアンケートを47都道府県に行い100%の回答を得て結果を公開しています。

詳しくは

<https://nongmseed.jp/>